

ふ教社 第1843号
令和5年11月27日

ふじみ野市社会教育委員会議
議長 斎藤 宏 様

ふじみ野市教育委員会
教育長 朝倉 孝

ふじみ野市立上福岡西公民館の今後のあり方について（諮問）

このことについて、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

令和3年4月に開館した「ふじみ野ステラ・イースト」及び、令和5年11月に開館した「ふじみ野ステラ・ウェスト」の両文化施設における公民館事業が定着・充実しつつある中、公民館という施設を前提とした社会教育事業のあり方について見直す必要が生じてまいりました。

このような経過を踏まえて、令和5年11月7日に上申されましたふじみ野市公民館運営審議会の建議を踏まえ、様々な場所で柔軟な社会教育事業の展開が可能となるよう、ふじみ野市立上福岡西公民館の今後のあり方について諮問するものです。

2 答申期限

答申は、令和5年12月19日（火）までをお願いいたします。